

# STOP

# THE

# 暴力



[平成 28 年度改訂版]

**配偶者からの暴力で悩んでいる方へ**

内閣府 男女共同参画局



# はじめに

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難な女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の妨げとなっています。こうした認識の下、平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定されました。

その後、平成16年6月に第一次改正、さらに平成19年7月には第二次改正、さらに平成25年6月には第三次改正が行われ、生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手からの暴力及びその被害者についてもこの法律が準用されることとなり、法律の題名は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（配偶者暴力防止法）と改められ、平成26年1月に施行されました。

このパンフレットでは、法律の概要を始め、これまでの法の施行状況や最近の調査結果を掲載するなど「配偶者暴力防止法」についてわかりやすく解説いたしました。

配偶者からの暴力でお悩みの方や行政担当者の方々など幅広くご活用いただければ幸いです。

平成29年3月

**(内閣府)配偶者からの暴力被害者支援情報サイト**

[http://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/e-vaw/index.html](http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/index.html)

# 支援の流れ

## 暴力を受けた

身体に対する  
暴力又は生命  
等に対する脅  
迫に限る

4ページ

5ページ

6ページ

相談したい

加害者が  
逃げたいと  
ころに

引き離して  
ほしい

警察

配偶者暴力相談  
支援センター

婦人相談所

### 申立書の作成

配偶者からの暴力又は脅迫を受けた  
状況などのほか、配偶者暴力相談支  
援センターや警察の職員に相談した  
事実等があれば、その事実等を記載。  
(配偶者暴力相談支援センターや警  
察に相談していない場合は、公証人  
役場で認証を受けた書類を添付)

地方裁判所

保護命令発令

加害者

命令に違反すれば、1年以下の  
懲役又は100万円以下の罰金

### 一時保護

(民間シェルター等への委託を含む)

# 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (配偶者暴力防止法)

## 1 公布及び施行

### 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

- 平成13年4月13日公布、平成13年10月13日施行（一部は平成14年4月1日施行）
- 平成16年6月2日改正法公布、平成16年12月2日改正法施行
- 平成19年7月11日改正法公布、平成20年1月11日改正法施行
- 平成25年7月3日改正法公布、平成26年1月3日改正法施行

## 2 法律の概要

### (1) 法律の対象

「配偶者からの暴力」

- 「配偶者」には、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」を含みます。男性、女性の別を問いません。また、離婚後（事実上離婚したと同様の事に入ることを含む。）も引き続き暴力を受ける場合を含みます。
- 「暴力」は、身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を指します。なお、保護命令に関する規定等については、身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫のみを対象としています。
- 生活の本拠を共にする交際相手（婚姻関係における共同生活を営んでいない者を除きます。）からの暴力について、この法律を準用することとされています。また、生活の本拠を共にする交際をする関係を解消した後も引き続き暴力を受ける場合を含みます。

### (2) 配偶者暴力相談支援センター

都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設が、配偶者暴力相談支援センター（以下「支援センター」という。）の機能を果たしています。また、市町村も自らが設置する適切な施設において、支援センターの機能を果たすようにするよう努めます。

- 支援センターの具体的な業務
  - ① 相談又は相談機関の紹介
  - ② カウンセリング
  - ③ 被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護（ただし、一時保護については、婦人相談所が自ら行うか、婦人相談所から、一定の基準を満たす者に委託して行うこととなっています。）
  - ④ 被害者の自立生活促進のための就業促進、住宅確保、援護等に関する制度の利用等についての情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助
  - ⑤ 保護命令制度の利用についての情報提供、助言、関係機関への連絡その他の援助
  - ⑥ 被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助
- 支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、民間団体との連携に努めます。

### (3) 保護命令

配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者が、配偶者から受ける身体に対する暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときに、裁判所が被害者からの申立てにより、加害者（事実婚の者及び元配偶者を含みます。）に対し発する命令。「接近禁止命令」と「退去命令」と「電話等禁止命令」があります。生活の本拠を共にする交際相手からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者についても準用されることにより、上記と同様の場合に保護命令が発せられます。

- 被害者への接近禁止命令⇒加害者に、被害者の身辺へのつきまとい、又は被害者の住居、勤務先などの付近のはいかいを6か月間禁止するもの。再度の申立ても可能。
- 電話等禁止命令⇒（被害者本人のみ）被害者の申立てにより、被害者への接近禁止命令と併せてその生命又は身体に危害が加られることを防止するため、加害者に対し、被害者に対する以下のいずれの行為もしてはならないことを命ずるもの。
  - ① 面会の要求
  - ② 行動の監視に関する事項を告げること等
  - ③ 著しく粗野・乱暴な言動
  - ④ 無言電話、連続しての電話・ファクシミリ・電子メール（緊急やむを得ない場合を除く。）
  - ⑤ 夜間(午後10時～午前6時)の電話・ファクシミリ・電子メール（緊急やむを得ない場合を除く。）
  - ⑥ 汚物・動物の死体等の著しく不快又は嫌悪の情を催させる物の送付等
  - ⑦ 名誉を害する事項を告げること等
  - ⑧ 性的羞恥心を害する事項を告げること等又は性的羞恥心を害する文書・図面の送付等
- 被害者の子又は親族等への接近禁止命令⇒被害者への接近禁止命令の発令の要件がある場合で、被害者が子又は親族等に関して加害者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときに、加害者に、被害者と同居している未成年の子、被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者の身辺へのつきまといなどを6か月間（被害者への接近禁止命令が発令されている間に限る。）禁止するもの。再度の申立ても可能。
- 退去命令⇒加害者に、2か月間、被害者と共に住む住居からの退去及び当該住居付近のはいかいの禁止を命ずるもの。再度の申立てができる場合もある。  
保護命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。  
また、保護命令が発令された場合、裁判所から被害者の住所を管轄する警察と被害者が相談等をした支援センターに、その旨及びその内容について通知されます。

### (4) 基本方針、基本計画の策定等

- 被害者の自立支援を含む国及び地方公共団体の責務
- 主務大臣による基本方針及び都道府県による基本計画の策定
- 市町村による基本計画策定の努力義務
- 配偶者からの暴力を発見した者による通報等
- 警察本部長等の援助
- 福祉事務所による自立支援
- 支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関等による被害者の保護のための連携協力
- 関係機関による苦情の適切かつ迅速な処理
- 職務関係者に対する研修（被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重することを含みます。）
- 教育及び啓発
- 調査研究の推進
- 民間団体に対する援助

# 配偶者からの暴力

いろいろな形態  
があります。

## 配偶者

男性、女性を問いません。事実婚や元配偶者※も含まれます。

※離婚前に暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受ける場合。

※生活の本拠を共にする交際相手、元生活の本拠を共にする交際相手も含まれる。

## 暴力

身体的暴力のみならず、精神的・性的暴力※も含まれます。

※保護命令は、身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫のみ対象。

## 相談

いろいろな機関で相談を行っています。

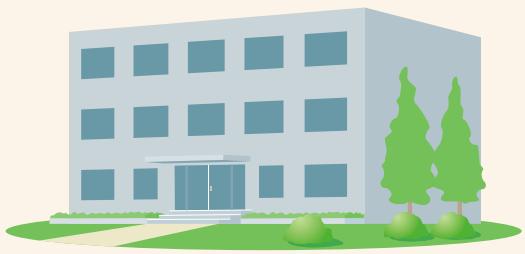
### 配偶者暴力相談支援センター

都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設が、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たしています。

また、市町村の支援センターもあります。

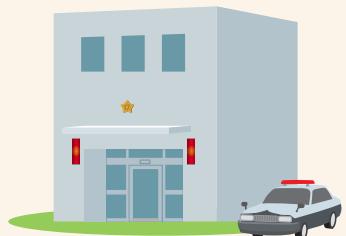
- ①相談又は相談機関の紹介
- ②カウンセリング
- ③被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保  
及び一時保護
- ④被害者の自立生活促進のための情報提供その他の援助
- ⑤保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助
- ⑥被害者を居住させ保護する施設の利用についての  
情報提供その他の援助

※①～⑥のうち、各支援センターにおいて実施されている事業は、  
支援センターによって異なります。



### 警察

被害者の意思を踏まえ、配偶者の検挙、指導・警告、自衛・  
対応策についての情報提供などの適切な措置をとります。



# 一時保護

》 とりあえず加害者から逃れたい。

各都道府県に必ず1つ設置されています。

## 婦人相談所

各種相談業務を行うとともに、配偶者からの暴力を受けた被害者の一時保護業務を行っています。お子さんと一緒に、しばらく安全に生活することができます。

( 一時保護は、民間シェルター等に委託されることもあります。 )



# 自立支援

》 自立して生活がしたい。

## 配偶者暴力相談支援センター

配偶者暴力相談支援センターでは、自立支援のための様々な情報を提供しています。

### ○就業の促進

職業紹介、職業訓練等に関する情報提供

### ○住宅の確保

公営住宅等に関する情報提供

### ○援 護

生活保護、児童扶養手当の受給等に関する情報提供



# 保護命令



加害者が近寄ってこないようにしたい。

裁判所に申し立てると、加害者に対し、保護命令が出されます。

※更なる暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときに限ります。

保護命令は以下の種類があります。

## 被害者への 接近禁止命令

加害者が被害者の身辺につきまとったり、被害者の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令です。

期間は6か月です。



## 被害者の子又は親族 等への接近禁止命令

被害者本人への接近禁止命令の実効性を確保するため、被害者の子又は親族等<sup>(※1)</sup>の身辺につきまとったり、子又は親族等の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令です。

期間は6か月<sup>(※2)</sup>です。

※1 対象は

- 1.被害者と同居する被害者の未成年の子ども
- 2.被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者です。

※2 被害者本人への接近禁止命令が発令されている間に限ります。

## 電話等禁止命令

被害者本人への接近禁止命令の実効性を確保するため、被害者に対する一定の電話・電子メール等が禁止されます。

期間は6か月<sup>(※3)</sup>です。

※3 対象者は被害者本人のみです。また、被害者本人への接近禁止命令が発令されている間に限ります。

## 退去命令

加害者に、被害者と共に住む住居から退去することを命じるものです。

期間は2か月です。

事実婚の場合の申立てや元配偶者に対する申立て、生活の本拠を共にする交際相手・元交際相手に対する申立てもできます。  
命令に違反すれば、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金です。

# 保護命令の申立て

地方裁判所に  
申立てをします。

◆ 申立て

## 申立書には、

- 身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 身体に対する暴力により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる事情
- 被害者と同居している未成年の子どもへの接近禁止命令を発する必要があると認めるに足りる事情(同居の子どもへの接近禁止命令を申し立てる場合)
- 被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者への接近禁止命令を発する必要があると認めるに足りる事情(親族等への接近禁止命令を申し立てる場合)
- 配偶者暴力相談支援センターや警察の職員に相談した事実やその内容等

を記載します。

※詳細は配偶者暴力相談支援センター等にご相談下さい。

配偶者暴力相談支援  
センターや警察に相談  
していない場合は?

暴力等を受けた状況などを記載した  
書面を作成の上、公証人役場に行き、  
書面の認証を受け、その書面を申立  
書に添付します。



※**公証人:**公正証書の作成、定款や私署証書(私文書)の認証などを行う公務員です。業務は公証人役場で行っていますが、詳しくは最寄りの法務局・地方法務局にお問い合わせください。

**手数料:**公証人による認証についての手数料の額は11,000円です。

## 通 報

配偶者からの暴力を受けている者を発見した人は、その旨を配偶者暴力相談支援センター、警察官に通報するよう努めることとなっています。

また、医師その他の医療関係者が、配偶者からの暴力によるケガなどを発見したときは、配偶者暴力相談支援センター、警察官に通報できることとなっています。

(ただし、被害者本人の意思は尊重されます。)



## 国や地方公共団体は

○主務大臣\*による基本方針及び都道府県による基本計画の策定

\*内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣、厚生労働大臣

○市町村による基本計画策定の努力義務

○職務関係者に対し必要な研修等を行うこと(被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重することを含みます。)

○教育及び広報啓発に努めること

○調査研究の推進に努めること

○人材の養成及び資質の向上に努めること

○民間団体の援助に努めること

などとなっています。

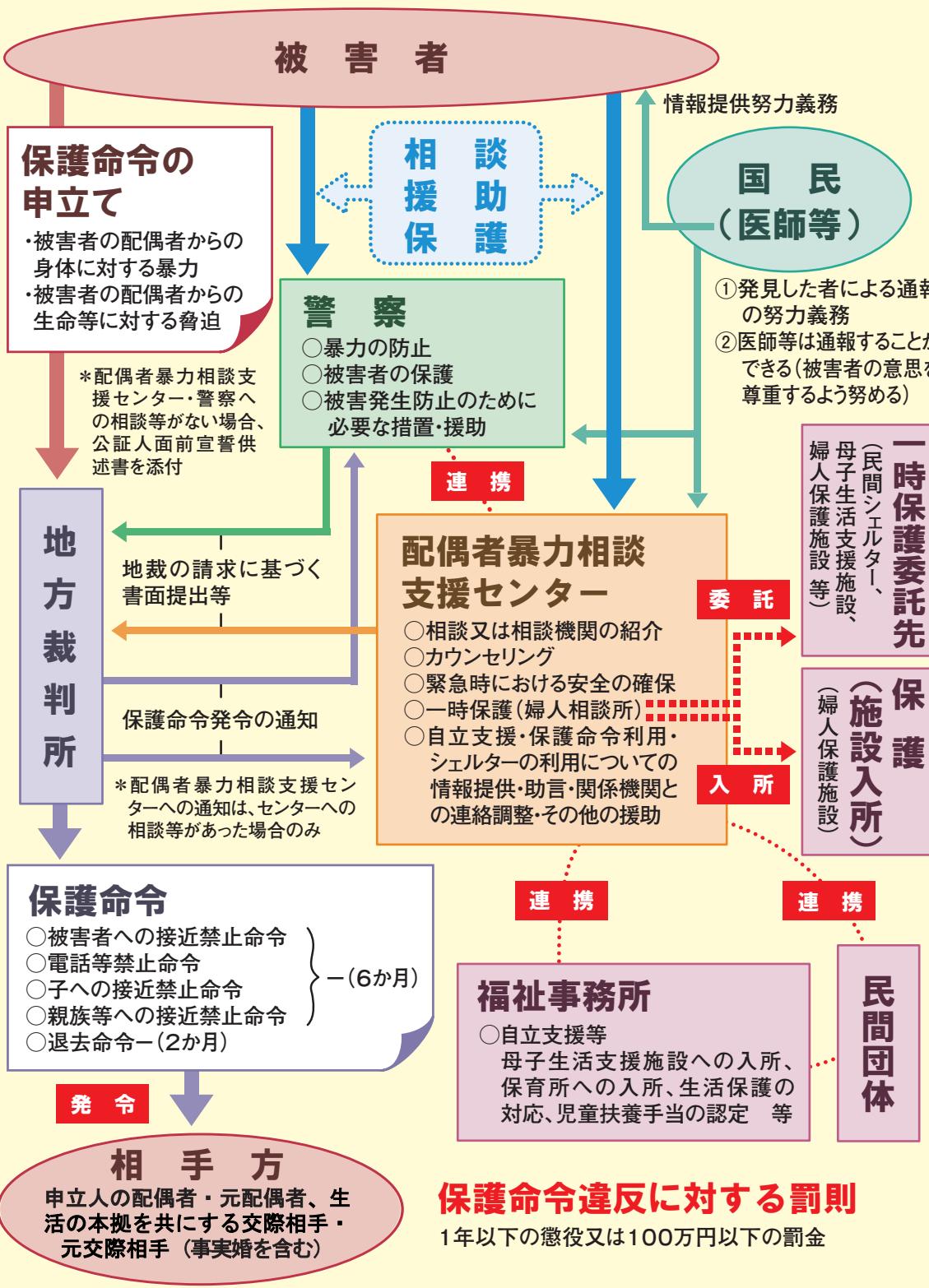


## 関係機関の連携強化

配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、都道府県又は市町村の関係機関は、被害者の保護のため、相互に連携を図ります。

## ◆ 配偶者暴力防止法の概要（チャート）

# 配偶者暴力防止法の概要(チャート)



### 国や地方公共団体は…

- 主務大臣（内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣、厚生労働大臣）による基本方針の策定
- 都道府県・市町村による基本計画の策定（市町村については努力義務）

# 配偶者暴力防止法の施行状況

1

## 配偶者暴力相談支援センターの機能を果たす施設数 全国に271箇所設置（平成28年11月現在報告状況）

※各施設の連絡先は巻末をご参照ください。

2

## 配偶者からの暴力に関する相談件数

### (1) 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数

	総数	女性		男性	
		(割合)	(割合)	(割合)	(割合)
平成21年度	72,792件	72,086件	(99.0%)	706件	(1.0%)
平成22年度	77,334件	76,613件	(99.1%)	721件	(0.9%)
平成23年度	82,099件	81,075件	(98.8%)	1,024件	(1.2%)
平成24年度	89,490件	88,425件	(98.8%)	1,065件	(1.2%)
平成25年度	99,961件	98,384件	(98.4%)	1,577件	(1.6%)
平成26年度	102,963件	101,339件	(98.4%)	1,624件	(1.6%)
平成27年度	111,630件	109,629件	(98.2%)	2,001件	(1.8%)

※内閣府の調査によります。

### (2) 警察における対応件数

平成21年	28,158件
平成22年	33,852件
平成23年	34,329件
平成24年	43,950件
平成25年	49,533件
平成26年	59,072件
平成27年	63,141件

相談者は  
圧倒的に女性

※1 警察庁の調査によります。

2 対応件数とは、配偶者からの暴力事案を相談、援助要求、保護要求、被害届・告訴状の受理、検挙等により認知した件数をいいます。

3

## 婦人相談所における一時保護された女性の人数

	要保護女子(同伴家族)	うち夫等の暴力を理由とする者
平成20年度	6,613人(5,532人)	4,666人(70.6%)
平成21年度	6,625人(5,535人)	4,681人(70.7%)
平成22年度	6,357人(5,509人)	4,579人(72.0%)
平成23年度	6,059人(5,187人)	4,312人(71.2%)
平成24年度	6,189人(5,376人)	4,373人(70.7%)
平成25年度	6,125人(5,498人)	4,366人(71.3%)
平成26年度	5,808人(5,274人)	4,143人(71.3%)

※1 厚生労働省の調査によります。

2 一時保護委託分を含みます。

## 4

# 配偶者暴力に関する保護命令事件の処理状況

## (1) 処理件数等

(単位: 件)

新受件数 総数	既済件数 総数	認容 (保護命令発令) 件数	(1) 被害者に関する保護命令のみ 発令された場合												却下 取下げ等				
			(2) 「子への接近禁止命令」及び「親族等への接近禁止命令」が同時に発令された場合			(3) 「子への接近禁止命令」が発令された場合 (2) 以外			(4) 「親族等への接近禁止命令」が発令された場合 (2) 以外										
うち、生命等に対する脅迫のみを理由とする申立てに係るものの うち、生命等に対する脅迫のみを理由とする申立てに係るもの			①接近禁止命令・電話等禁止命令	②接近禁止命令	③接近禁止命令・電話等	④接近禁止命令のみ	⑤退去命令のみ	⑥電話等禁止命令 (事後発令)	①令と被害者への接近禁止命令及び親族等への接近禁止命令	②事後的な子への接近禁止命令	①令と同時	②止命令	①被害者への接近禁止命令	②被害者への接近禁止命令	①令と同時	②近事後的な親族等への接			
平成20年総数	3,147	3,143	519	2,524	400	101	47	360	213	7	5	441	0	1,119	4	218	9	169	450
平成21年総数	3,100	3,087	643	2,411	471	118	26	437	127	8	0	452	3	1,011	4	219	6	150	526
平成22年総数	3,096	3,114	760	2,434	577	141	25	418	84	10	3	533	0	990	1	220	9	176	504
平成23年総数	2,741	2,739	755	2,137	576	127	13	378	63	4	1	424	1	894	1	227	4	144	458
平成24年総数	3,144	3,152	827	2,482	630	146	13	427	78	7	1	556	1	970	7	272	4	166	504
平成25年総数	2,992	2,984	749	2,312	563	123	14	391	72	3	0	534	0	941	4	227	3	172	500
平成26年総数	3,121	3,125	742	2,528	584	119	25	431	75	7	1	545	2	1,002	4	311	6	161	436
平成27年総数	2,958	2,970	765	2,400	604	128	19	415	68	2	0	510	0	970	2	281	5	139	431

※1 「認容」には、一部認容の事案を含みます。「却下」には、一部却下一部取下げの事案を含みます。「取下げ等」には、移送、回付等の事案を含みます。

2 配偶者暴力防止法の改正より、平成16年12月に「子への接近禁止命令」制度が、20年1月に「電話等禁止命令」制度及び「親族等への接近禁止命令」制度がそれぞれ新設されました。

これらの命令は、被害者への接近禁止命令と同時に又は被害者への接近禁止命令が発令された後に発令されます(表の(2)、(3)、(4)のそれぞれ①が前者、①の⑥、②、③、④のそれぞれ②が後者です。)。

3 平成13年分は、同年10月13日の配偶者暴力防止法施行以降の件数です。

## (2) 平均審理期間

認容された保護命令事件の平均審理期間  
(平成13年10月から平成28年12月まで)



12.8日

※1 最高裁判所の調査によります。

## 5

# 配偶者による殺人、傷害並びに暴行事件の検挙件数

	殺 人	傷 害	暴 行
平成19年	117/179件 (65.4%)	1,294/1,353件 (95.6%)	671/707件 (94.9%)
平成20年	107/192件 (55.7%)	1,255/1,346件 (93.2%)	870/933件 (93.2%)
平成21年	126/200件 (63.0%)	1,268/1,339件 (94.7%)	975/1,045件 (93.3%)
平成22年	99/152件 (65.1%)	1,212/1,282件 (94.5%)	1,013/1,082件 (93.6%)
平成23年	114/184件 (62.0%)	1,437/1,523件 (94.4%)	1,376/1,452件 (94.8%)
平成24年	89/158件 (56.3%)	1,325/1,415件 (93.6%)	1,415/1,518件 (93.2%)
平成25年	93/153件 (60.8%)	2,060/2,183件 (94.4%)	1,996/2,121件 (94.1%)
平成26年	106/155件 (68.4%)	2,015/2,154件 (93.5%)	1,999/2,135件 (93.6%)
平成27年	82/147件 (55.8%)	2,503/2,652件 (94.4%)	3,500/3,743件 (93.5%)

※1 警察庁の調査によります。

2 分母は総検挙件数、分子は総検挙件数のうち夫を検挙した件数(%)はその率)です。

3 配偶者には内縁関係にある者を含みます。

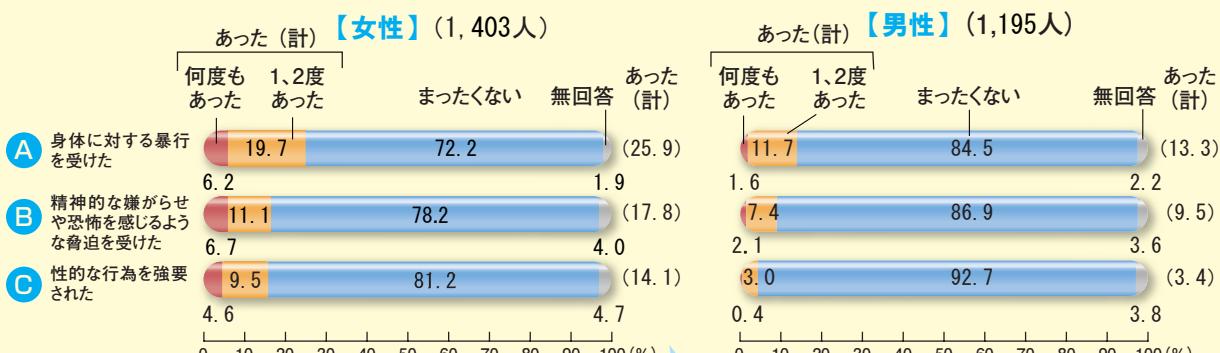
4 本表は犯罪統計に基づき、犯行の動機・目的にかかわらず、配偶者間で行われた殺人、傷害、暴行を計上しています。

傷害、暴行の被害者の  
配偶者間における  
ほとんどが女性

# 多くの女性が配偶者等から被害を受けています。

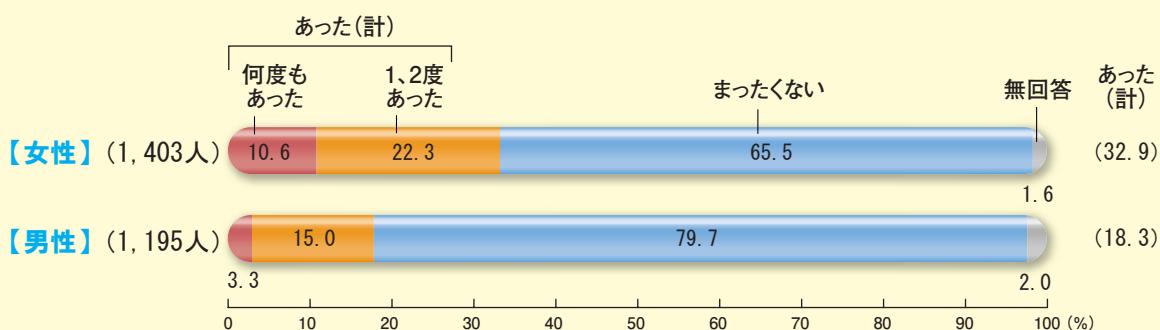
「男女間における暴力に関する調査」結果より (平成24年4月公表 内閣府)

## ● 配偶者からの被害経験



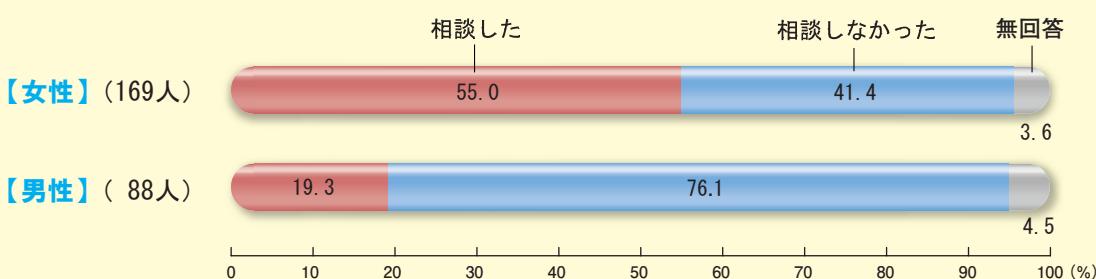
女性の約4人に1人が身体的暴行を受けている

## ● 配偶者からA、B、Cのいずれかの行為を1つでも受けたことがある



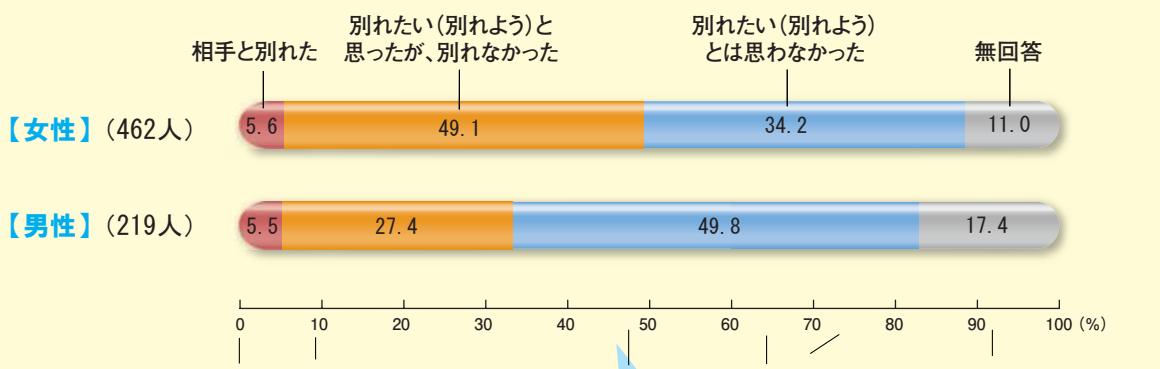
女性の約10人に1人が配偶者からの被害を何度も受けている

## ● 配偶者からの被害の相談の有無



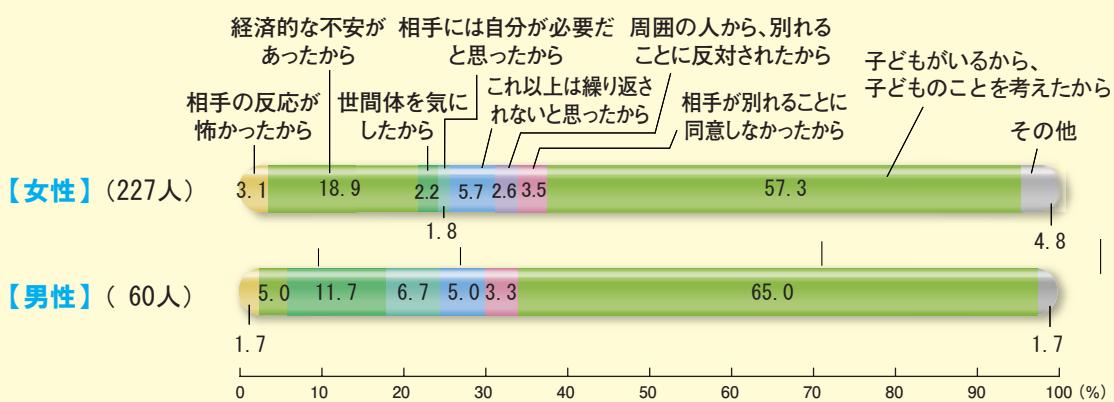
被害を受けた女性の約4割はどこにも相談していない

### ● 配偶者から被害を受けたときの行動



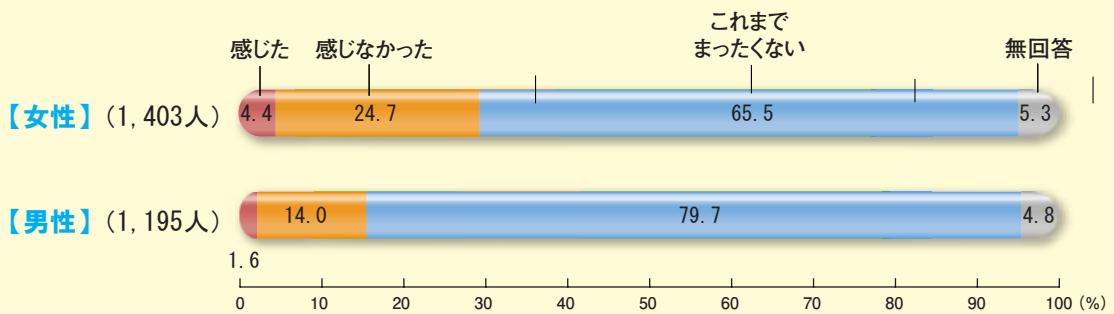
「別れたい（別れよう）と思ったが、別れなかつた」と回答した人は男性より女性が多い

### ● 別れなかつた理由



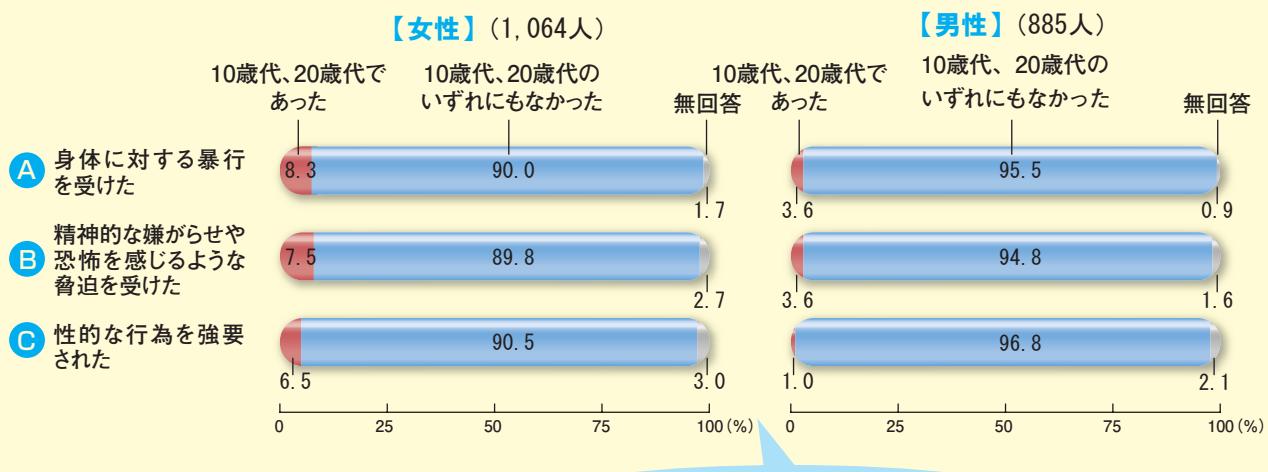
「子どもがいるから、子どものことを考えたから」が男女とも最も多い

### ● 命の危険を感じた経験

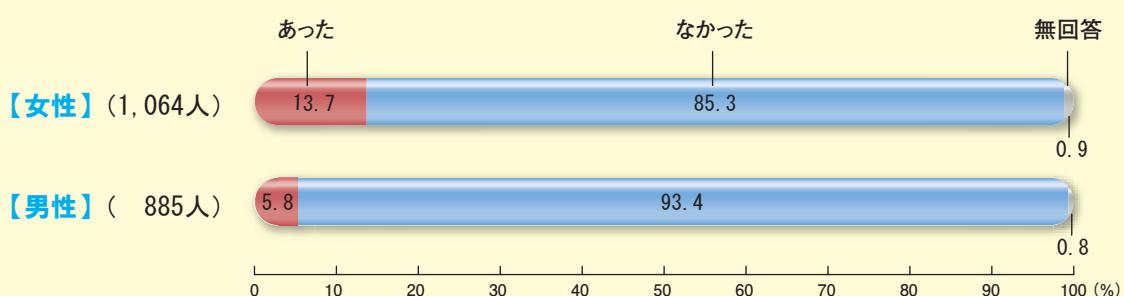


女性の約20人に1人が配偶者からの暴力で命の危険を感じたことがある

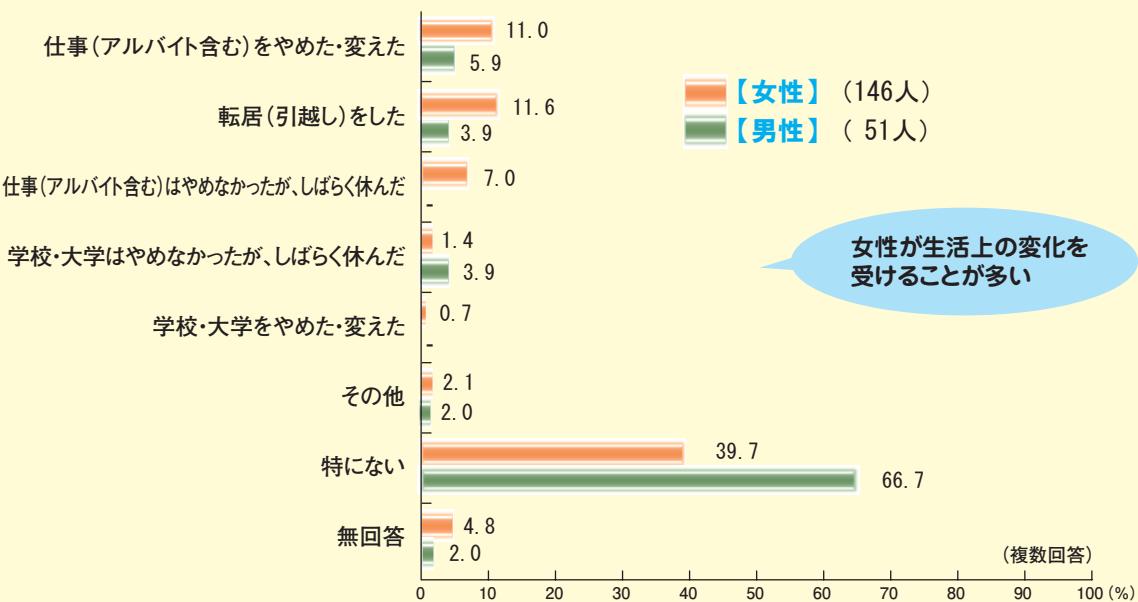
### ● 交際相手からの被害経験



### ● 交際相手からA、B、Cのいずれかの行為を1つでも受けたことがある



### ● 交際相手からの被害を受けしたことによる生活の変化



配偶者等からの暴力で悩んでいる方へ

配偶者暴力相談支援センターにご相談ください。

DV相談ナビ(全国共通ダイヤル)

▶0570-0-55210

ここに電話  
自動音声により、最寄りの相談窓口に転送

▼配偶者暴力相談支援センターの機能を果たす施設一覧

都道府県名	支援センター名	電話番号	
北海道	北海道立女性相談援助センター	011-666-9955	
	北海道環境生活部くらし安全局	011-221-6780	
	北海道石狩振興局	011-232-4760	
	北海道渡島総合振興局	0138-47-5789	
	北海道檜山振興局	0139-52-5785	
	北海道後志総合振興局	0136-22-5838	
	北海道空知総合振興局	0126-25-5648	
	北海道上川総合振興局	0166-46-5081	
	北海道留萌振興局	0164-43-0011	
	北海道宗谷総合振興局	0162-33-3399	
	北海道オホーツク総合振興局	0152-45-0500	
	北海道胆振総合振興局	0143-22-5286	
	北海道日高振興局	0146-22-2921	
	北海道十勝総合振興局	0155-26-9029	
	北海道釧路総合振興局	0154-41-1110	
	北海道根室振興局	0153-24-5756	
	札幌市市民文化局市民生活部男女共同参画室男女共同参画課	011-211-3333	
	札幌市配偶者暴力相談センター	011-728-1234	
旭川市	旭川市配偶者暴力相談支援センター	0166-25-6418	
函館市	函館市配偶者暴力相談支援センター	0138-21-3010	
青森県	青森県女性相談所	017-781-2000	
	青森県男女共同参画センター	017-732-1022	
	東青地域県民局地域健康福祉部福祉総室	017-734-9951	
	中南地域県民局地域健康福祉部福祉総室	0172-35-1622	
	三八地域県民局地域健康福祉部福祉総室	0178-27-4435	
	西北地域県民局地域健康福祉部福祉こども総室	0173-35-2156	
	上北地域県民局地域健康福祉部福祉こども総室	0176-62-2145	
	下北地域県民局地域健康福祉部福祉こども総室	0175-22-2296	
青森市	青森市配偶者暴力相談支援センター	017-734-5318	
岩手県	福祉総合相談センター	平日・夜間019-629-9610 土日祝019-629-4152	
	盛岡広域振興局保健福祉環境部	019-629-6568	
	県南広域振興局保健福祉環境部	0197-22-2831	
	県南広域振興局保健福祉環境部花巻保健福祉環境センター	0198-22-4921	
	県南広域振興局保健福祉環境部一関保健福祉環境センター	0191-26-1415	
	沿岸広域振興局保健福祉環境部	0193-25-2702	
	沿岸広域振興局保健福祉環境部宮古保健福祉環境センター	0193-64-2213	
	沿岸広域振興局保健福祉環境部大船渡保健福祉環境センター	0192-27-9913	
	県北広域振興局保健福祉環境部	0194-53-4982	
	県北広域振興局保健福祉環境部二戸保健福祉環境センター	0195-23-9202	
	岩手県男女共同参画センター	019-606-1762	
盛岡市	もりおか女性センター	019-604-3304	
宮城県	宮城県女性相談センター	022-256-0965	
仙台市	仙台市配偶者暴力相談支援センター	022-268-5145(仙台市「女性への暴力相談電話」)	
秋田県	秋田県女性相談所	018-835-9052 0120-783251 (県内の固定電話のみ通話可)	
	秋田県北福祉事務所	0186-52-3951	
	秋田県山本福祉事務所	0185-55-8020	
	秋田県中央福祉事務所	018-855-5171	
	秋田県南福祉事務所	0182-32-3294	
	秋田県中央男女共同参画センター	018-836-7846	
	山形県婦人相談所(山形県中央配偶者暴力相談支援センター)	023-627-1196	
山形県	山形県山総合支厅保健福祉環境部生活福祉課(山形県村山地域配偶者暴力相談支援センター)	0237-86-8213	
	山形県裏上総合支厅保健福祉環境部子ども家庭支援課(山形県裏上地域配偶者暴力相談支援センター)	0233-29-1274	
	山形県農振総合支厅保健福祉環境部福祉課(山形県農振郷 地域配偶者暴力相談支援センター)	0238-26-6030	
	山形県庄内総合支厅保健福祉環境部子ども家庭支援課(山形県庄内配偶者暴力相談支援センター)	0235-66-4759	
	福島県女性のための相談支援センター	024-522-1010	
福島県	福島県男女共生センター	0242-23-8320	
	福島県県北保健福祉事務所	024-534-4118	
	福島県県中保健福祉事務所	0248-75-7809	
	福島県県南保健福祉事務所	0248-22-5647	
	福島県会津保健福祉事務所	0242-29-5278	
	福島県南会津保健福祉事務所	0241-63-0305	
	福島県相双保健福祉事務所	0244-26-1134	
	郡山市	郡山市こども家庭相談センター	024-924-3341
	茨城県	茨城県女性相談センター	029-221-4166
古河市	古河市配偶者暴力相談支援センター	0280-92-7209	
栃木県	とちぎ男女共同参画センター	028-665-8720	
宇都宮市	宇都宮市配偶者暴力相談支援センター	028-635-7751	
日光市	日光市配偶者暴力相談支援センター	0288-30-4140	
小山市	小山市配偶者暴力支援センター	0285-22-9602	

都道府県名	支援センター名	電話番号
群馬県	群馬県女性相談所(群馬県女性相談センター)	027-261-4466
大泉町	大泉町配偶者暴力相談支援センター	0276-20-3988
高崎市	高崎市市民部人権男女共同参画課	027-310-0256
長野原町	長野原町配偶者暴力相談支援センター	0279-82-2422
埼玉県	埼玉県配偶者暴力相談支援センター(埼玉県婦人相談センター)	048-863-6060
	埼玉県男女共同参画推進センター	048-600-3800
吉川市	吉川市配偶者暴力相談支援センター	048-982-5968
本庄市	本庄市配偶者暴力相談支援センター	0495-22-0828
朝霞市	朝霞市配偶者暴力相談支援センター	048-463-0356
川越市	川越市配偶者暴力相談支援センター	049-224-5723
草加市	草加市配偶者暴力相談支援センター	048-922-3562
上尾市	上尾市男女共同参画推進センター	048-778-5110
志木市	志木市配偶者暴力相談支援センター	048-473-1139
八潮市	八潮市配偶者暴力相談支援センター「八潮市DV相談支援室」	048-996-3955
飯能市	飯能市配偶者暴力相談支援センター	042-978-5085
ふじみ野市	ふじみ野市配偶者暴力相談支援センター	049-262-9025
さいたま市	さいたま市配偶者暴力相談支援センター	048-642-6699
蕨市	蕨市配偶者暴力相談支援センター	048-433-7745
熊谷市	男女共同参画推進センター「ハートピア」	048-599-0015
越谷市	越谷市女性・DV相談支援センター	048-963-9176
東松山市	東松山市配偶者暴力相談支援センター	0493-81-5702
川口市	川口市配偶者暴力相談支援センター	048-227-7605
千葉県	千葉県女性サポートセンター	043-206-8002
	千葉県習志野健康福祉センター	047-475-5966
	千葉県市川健康福祉センター	047-377-1199
	千葉県松戸健康福祉センター	047-361-6651
	千葉県野田健康福祉センター	047-7124-6677
	千葉県印旛健康福祉センター	043-483-0711
	千葉県香取健康福祉センター	0478-52-9310
	千葉県海匝健康福祉センター	0479-22-3101
	千葉県山武健康福祉センター	0475-54-2388
	千葉県長生健康福祉センター	0475-22-5565
	千葉県夷隅健康福祉センター	0470-73-0801
	千葉県安房健康福祉センター	0470-22-6377
	千葉県君津健康福祉センター	0438-22-3411
	千葉県市原健康福祉センター	0436-21-3511
	千葉県男女共同参画センター	04-7140-8605
野田市	野田市児童家庭部人権・男女共同参画推進課	04-7125-9119
市川市	市川市男女共同参画センター	047-323-1777
千葉市	千葉市配偶者暴力相談支援センター	043-245-5110
東京都	東京ウイメンズプラザ	03-5467-2455
	東京都女性相談センター(多摩支所を含む)	03-5261-3110 多摩042-522-4232
港区	港区子ども家庭支援部子ども家庭課家庭相談センター(配偶者暴力相談支援センター)	03-3578-2436
板橋区	板橋区配偶者暴力相談支援センター	03-5860-9510
中野区	中野区配偶者暴力相談支援センター	03-3228-5556
江東区	江東区配偶者暴力相談支援センター	03-3647-9551
豊島区	豊島区配偶者暴力相談支援センター	03-6872-5250
葛飾区	葛飾区配偶者暴力相談支援センター	03-5698-2211
練馬区	練馬区配偶者暴力相談支援センター	03-5393-3434
台東区	台東区配偶者暴力相談支援センター	03-3847-3611
荒川区	荒川区配偶者暴力相談支援センター	03-3806-3075
北区	北区配偶者暴力相談支援センター	03-3913-0015
江戸川区	江戸川区配偶者暴力相談支援センター	03-5662-1525 03-5662-1526
杉並区	杉並区配偶者暴力相談支援センター	03-5307-0622
神奈川県	神奈川県立女性相談所	-
	神奈川県立かながわ男女共同参画センター	0466-26-5550 0466-26-5551 0466-27-9799
横浜市	横浜市DV相談支援センター	045-671-4275 045-865-2040
相模原市	相模原市配偶者暴力相談支援センター	042-772-5990
川崎市	川崎市DV相談支援センター	044-200-0845
新潟県	新潟県女性福祉相談所	025-381-1111
新潟市	新潟市配偶者暴力相談支援センター	025-226-1065
長岡市	長岡市配偶者暴力相談支援センター	0258-33-1233
富山县	富山县女性相談センター	076-465-6722
高岡市	高岡市男女平等推進センター	0766-20-1811
石川県	石川県女性相談支援センター	076-223-8655
金沢市	金沢市女性相談支援室	076-220-2554

## 配偶者等からの暴力で悩んでいる方へ

配偶者暴力相談支援センターにご相談ください。

DV相談ナビ(全国共通ダイヤル)

0570-0-55210

ここに電話  
自動音声により、最寄りの相談窓口に転送

### ▼ 配偶者暴力相談支援センターの機能を果たす施設一覧

都道府県名	支援センター名	電話番号
福井県	福井県生活学習館	0776-41-7111 0776-41-7112
	福井県総合福祉相談所	0776-24-6261
	福井県福井健康福祉センター	0776-36-2857
	福井県坂井健康福祉センター	0776-73-0609
	福井県奥越健康福祉センター	0779-66-2076
	福井県丹南健康福祉センター	0778-51-0034
	福井県嶺南振興局二州健康福祉センター	0770-22-3747
	福井県嶺南振興局若狭健康福祉センター	0770-52-1300
	女性相談所	055-254-8635
	山梨県立男女共同参画推進センター	055-237-7830
長野県	女性相談センター	026-235-5710
長野県	長野県男女共同参画センター	0266-22-8822
安曇野市	安曇野市福祉事務所	0263-71-2227
岐阜県	岐阜県女性相談センター	058-274-7377
	岐阜地域福祉事務所	058-272-1111(3234)
	西濃県事務所	0584-73-1111(237)
	揖斐県事務所	0585-23-1111(241)
	可茂県事務所	0574-25-3111(245)
	東濃県事務所	0572-23-1111(272)
	飛騨県事務所	0577-33-1111(272)
	中濃県事務所	0575-33-4011(258)
	恵那県事務所	0573-26-1111(227)
	静岡県	静岡県女性相談センター
富士市	富士市配偶者暴力相談支援センター	0545-51-1128
浜松市	浜松市DV相談支援センター	053-412-0360
静岡市	静岡市配偶者暴力相談支援センター	054-221-1274 駿河054-201-9126 清水054-354-2355
愛知県	愛知県女性相談センター	052-962-2527
名古屋市	名古屋市配偶者暴力相談支援センター	052-355-5388
三重県	三重県女性相談所	059-231-5600
滋賀県	滋賀県立男女共同参画センター	0748-37-8739
	滋賀県中央子ども家庭相談センター	077-564-7867
	滋賀県彦根子ども家庭相談センター	0749-24-3741
京都府	京都府家庭支援総合センター	075-531-9910
	京都府宇治児童相談所(京都府南部家庭支援センター)	0774-43-9911
	京都府福知山児童相談所(京都府北部家庭支援センター)	0773-22-9911
京都市	京都市ドムステイティック・バイオレンス(DV)相談支援センター	075-874-4971
大阪府	大阪府女性相談センター	06-6949-6022
	大阪府中央子ども家庭センター	06-6946-7890
	大阪府中央子ども家庭センター	072-828-0277
	大阪府池田子ども家庭センター	072-751-3012
	大阪府吹田子ども家庭センター	06-6380-0049
	大阪府東大阪子ども家庭センター	06-6721-2077
	大阪府富田林子ども家庭センター	0721-25-2065
	大阪府岸和田子ども家庭センター	072-441-7794
	大阪市配偶者暴力相談支援センター	06-4305-0100
	堺市配偶者暴力相談支援センター	072-228-3943
吹田市	すいたトップDVステーション(DV相談室)	06-6310-7113
枚方市	枚方市配偶者暴力相談支援センター「ひらかたDV相談室」	050-7102-3232
茨木市	茨木市配偶者暴力相談支援センター	072-622-5757
兵庫県	兵庫県女性家庭センター	078-732-7700
神戸市	神戸市配偶者暴力相談支援センター	078-382-0037
伊丹市	伊丹市配偶者暴力相談支援センター	072-780-4327
宝塚市	宝塚市配偶者暴力相談支援センター(たからづかDV相談室)	0797-77-9121
芦屋市	芦屋市配偶者暴力相談支援センター	0797-38-9100
加古川市	加古川市配偶者暴力相談支援センター	079-427-2928
猪名川町	猪名川町役場生活部こども課	072-767-7477
姫路市	姫路市配偶者暴力相談支援センター	079-221-1532
西宮市	西宮市配偶者暴力相談支援センター	0798-23-6011
尼崎市	尼崎市配偶者暴力相談支援センター	06-6489-6600
三木市	三木市配偶者暴力相談支援センター	0794-82-8300
加西市	加西市DV相談室(加西市配偶者暴力相談支援センター)	0790-42-8736
明石市	明石市配偶者暴力相談支援センター	078-918-5186
三田市	三田市配偶者暴力相談支援センター	079-563-7830
川西市	川西市配偶者暴力相談支援センター	072-758-0708
小野市	小野市配偶者暴力相談支援センター	0794-63-1116
奈良県	奈良県中央こども家庭相談センター	0742-22-4083
奈良市	奈良市配偶者暴力相談支援センター	0742-93-3150
和歌山县	和歌山县子ども・女性・障害者相談センター	073-445-0793
鳥取県	鳥取県福社相談センター	0857-27-8630
	鳥取県中部総合事務所福祉保健局	0858-23-3152
	鳥取県西部総合事務所福祉保健局	0859-31-9304
島根県	島根県女性相談センター	0852-25-8071
	島根県女性相談センター西部分室	0854-84-5661
岡山県	岡山県女性相談所(岡山県福社相談センター子ども家庭相談部女性相談課)	086-235-6060 夜間086-235-6101
	岡山県男女共同参画推進センター	086-235-3310
	岡山市男女共同参画相談支援センター	086-803-3366
倉敷市	倉敷市男女共同参画推進センター	086-435-5670

配偶者暴力相談支援センターにご相談ください。

DV相談ナビ(全国共通ダイヤル)

0570-0-55210

ここに電話  
自動音声により、最寄りの相談窓口に転送

都道府県名	支援センター名	電話番号
広島県	広島県西部こども家庭センター女性相談課	082-254-0391 夜間・休日082-254-0399
	広島県東部こども家庭センター相談援助課	084-951-2372
	広島県北部こども家庭センター相談援助課	0824-63-5181(2313)
	広島市配偶者暴力相談センター	082-545-7498
	山口県男女共同参画相談センター	083-901-1122
	宇部市配偶者暴力相談支援センター	0836-33-4649
	徳島県徳島中央こども女性相談センター	088-652-5503
	徳島県南部こども女性相談センター	088-623-8110
	徳島県西部こども女性相談センター	0884-24-7115
	徳島県東部こども女性相談センター	0883-56-2109
鳴門市	鳴門市女性子ども支援センター『ばあとなー』	088-684-1413
	阿南市配偶者暴力相談支援センター	0884-24-8111
	香川県香川子ども女性相談センター	087-835-3211
	愛媛県福社総合支援センター	089-927-3490
	愛媛県男女共同参画センター	089-926-1644
	新居浜市配偶者暴力相談支援センター	0897-65-1480
	高知県高知女性相談支援センター	088-833-0783
	福岡県福岡女性相談所	092-584-1266 夜間・休日092-663-8724
	福岡県筑紫保健福祉環境事務所	092-584-0052
	福岡県粕屋保健福祉事務所	092-939-0511
福岡県	福岡県糸島保健福祉事務所	092-323-0061
	福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所	093-201-2820
	福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	0949-22-4070
	福岡県筑後保健福祉環境事務所	0948-29-0071
	田川保健福祉事務所	0947-42-4850
	福岡県北筑後保健福祉環境事務所	0942-34-8111
	南筑後保健福祉環境事務所	0943-23-7520
	福岡県京築保健福祉環境事務所	0930-23-2460
	北九州市北九州市配偶者暴力相談支援センター	093-591-1126
	福岡市福岡市配偶者暴力相談支援センター	092-711-7030
佐賀県	佐賀県婦人相談所	0952-26-1212
	佐賀県立男女共同参画センター	0952-26-0018
長崎県	長崎県長崎こども・女性・障害者支援センター	095-846-0565
	長崎県佐世保こども・女性・障害者支援センター	0956-24-5125
	長崎市配偶者暴力相談支援センター	095-826-4417
	南島原市配偶者暴力相談支援センター	050-3381-5055
	熊本県熊本女性相談センター	096-381-7110
	熊本市熊本市配偶者暴力相談支援センター事業	096-344-3322
	合志市合志市配偶者暴力相談支援センター事業	096-242-1240
	大分県大分県婦人相談所	097-544-3900
	大分県消費生活・男女共同参画プラザ	097-534-8874
	宮崎県宮崎女性相談所	0985-22-3858
鹿児島県	鹿児島県女性相談センター	099-222-1467
	かごしま県民交流センター(鹿児島県男女共同参画センター)	099-221-6630
	鹿児島県鹿児島地域振興局保健福祉環境部	099-272-6301
	鹿児島県南薩地域振興局保健福祉環境部	0993-53-8001
	鹿児島県北薩地域振興局保健福祉環境部	0996-23-3166
	鹿児島県姶良・伊佐地域振興局保健福祉環境部	0995-44-7965
	大隅地域振興局保健福祉環境部	0994-52-2123
	鹿児島県熊毛支厅保健福祉環境部	0997-22-1138
	鹿児島県大島支厅保健福祉環境部	0997-57-7243
	知名町知名町配偶者暴力相談支援センター	0997-93-2075
薩摩川内市	薩摩川内市配偶者暴力相談支援センター	0996-20-6343
	鹿児島市鹿児島市配偶者暴力相談支援センター	099-813-0853
鹿屋市	鹿屋市配偶者暴力相談支援センター	0994-31-1171
	姶良市姶良市配偶者暴力相談支援センター	0995-66-3182
沖縄県	沖縄県女性相談所(沖縄県配偶者暴力相談支援センター)	098-854-1172
	沖縄県北部福祉事務所(北部配偶者暴力相談支援センター)	0980-52-0051
	沖縄県宮古福祉事務所(宮古配偶者暴力相談支援センター)	0980-72-3132
	沖縄県八重山福祉事務所(八重山配偶者暴力相談支援センター)	0980-82-2330
	沖縄県南部福祉事務所(南部配偶者暴力相談支援センター)	098-889-6364
	沖縄県中部福祉事務所(中部配偶者暴力相談支援センター)	098-989-6603

\* 電話番号の( )内は内線番号です。また、相談専用の電話がある場合には相談電話番号を、ない場合は代表番号を載せてあります。施設によって相談受付時間等が異なっておりまますので、各施設にお問い合わせください。

直近の配偶者暴力相談支援センター一覧は、

配偶者からの暴力被害者支援情報サイトでご覧いただけます。

[http://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/e-vaw/index.html](http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/index.html)

(平成28年11月現在 : 271施設)

# 女性に対する暴力 相談窓口

一人で悩まないで。

各機関では、様々な女性に対する暴力に関する相談を受け付けています。  
早めの相談が問題解決への第一歩です。

配偶者からの暴力についての相談	全国の配偶者暴力相談支援センター 各都道府県警察又は各警察署の相談窓口
性犯罪に係る被害や捜査に関する相談	各都道府県警察の性犯罪被害者110番等の相談電話や性犯罪被害者相談コーナー等の相談室
売春強要などについての相談	各都道府県警察又は各警察署の相談窓口 各都道府県の婦人相談所
人身取引に係る被害についての相談	各都道府県警察又は各警察署の相談窓口 全国の地方入国管理局、同支局又は出張所 各都道府県の婦人相談所
職場におけるセクシュアルハラスメントについての相談	全国の労働局雇用環境・均等部(室)
つきまとい、ストーカー行為の被害についての相談	各都道府県警察又は各警察署の相談窓口 各都道府県の婦人相談所 各都道府県の男女共同参画センター
上記事柄やその他の女性に対する人権侵害についての相談	全国の法務局、地方法務局及びその支局の人権相談窓口

この他にも、国(総務省の行政相談窓口)、都道府県、市町村の相談機関、相談窓口や民間機関などがあります。

[参考ホームページ等]

内閣府男女共同参画局：<http://www.gender.go.jp/>

配偶者暴力被害者支援情報：[http://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/e-vaw/index.html](http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/index.html)

DV相談ナビ：0570-0-55210

配偶者暴力相談支援センター(携帯電話用サイト)：<http://www.gender.go.jp/e-vaw/keitai/soudan/DV.html> →



警察庁：<http://www.npa.go.jp>

各都道府県警察の犯罪被害相談窓口：<http://www.npa.go.jp/higaisya/shien/prf/index.htm>

相談電話設置一覧表(性犯罪)：<http://www.npa.go.jp/consultation/sousa1/index.htm>

匿名通報ダイヤル：<http://www.tokumei24.jp>

警察相談専用電話：#9110

ストーカー被害防止ポータルサイト：<http://www.npa.go.jp/cafe-mizen/index.html>

法務省：<http://www.moj.go.jp>

女性の人権ホットライン(全国共通)：0570-070-810

常設人権相談所：<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken20.html>

みんなの人権110番(全国共通)：0570-003-110

子どもの人権110番(全国共通)：0120-007-110

インターネット人権相談受付窓口

・パソコン：<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

・携帯電話：<https://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html> →



外国人のための人権相談所：<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html>

入国管理局ホームページ：<http://www.immi-moj.go.jp>

日本司法支援センター(法テラス)ホームページ：<http://www.houterasu.or.jp/>

法テラス犯罪被害者支援ダイヤル：0570-079714

厚生労働省：<http://www.mhlw.go.jp>

全国の労働局雇用環境・均等部(室)所在地一覧：<http://www.mhlw.go.jp/topics/2016/03/dl/tp0331-1a.pdf>



男女共同参画

## 内閣府 男女共同参画局

〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1

TEL : 03-5253-2111(大代表)

ホームページ : <http://www.gender.go.jp/>